

## — 温泉の利用について —

温泉を公共の用に供しようとするときは、温泉法により許可を受けなければなりません。

### 1 温泉利用許可の申請に必要なもの

- ・温泉利用許可申請書
- ・登記事項証明書（申請者が法人の場合）
- ・誓約書（温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面）
- ・温泉を採取する権利または分湯を受ける権利を証する書類（温泉所有者と申請者が異なる場合）
- ・温泉利用施設の付近の見取図
- ・温泉の利用施設および当該施設を含む施設全体を明らかにした図面
- ・温泉利用施設の構造設備を明らかにした図面（給排水、換気等の構造設備がわかるもの）
- ・温泉のゆう出地から温泉利用施設に至るまでの配管を明らかにした図面
- ・温泉成分分析書（写）（温泉法第19条第1項の登録を受けた者が発行する温泉成分分析書で、分析後10年を経過していないものに限る）
- ・前各号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類  
〔公衆浴場にあつては、公衆浴場法に基づく許可証（写）  
旅館にあつては、旅館業法に基づく許可証（写）等〕
- ・手数料 35,000円（現金）

### 2 許可後の手続等

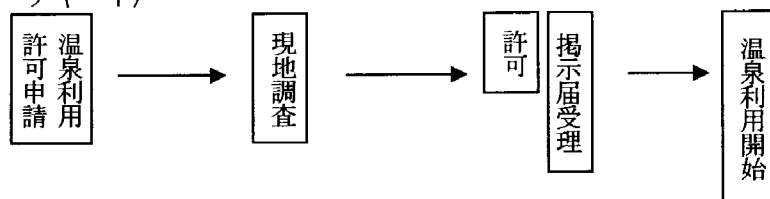
#### (1) 温泉成分等揭示届

温泉利用施設内の見やすい場所に、温泉の成分、禁忌症および入浴または飲用上の注意等を揭示しなければなりません。また、定期的（10年ごと）に温泉成分を分析し、その結果に基づく揭示内容の変更が義務付けられています。

##### ①新たに温泉利用許可を受けたとき

- ・温泉成分等揭示届（揭示場所を明記すること）
- ・揭示内容

〈フローチャート〉

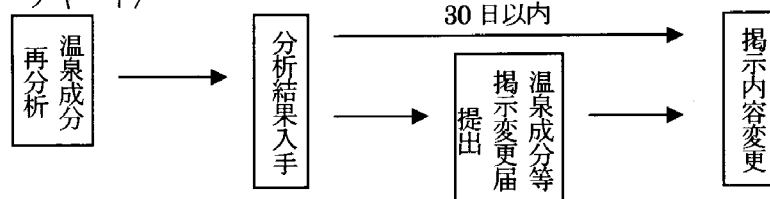


##### ②温泉成分等揭示内容を変更しようとするとき

- ・温泉成分等揭示変更届（揭示場所を明記すること）
- ・揭示内容（再分析の結果に基づく内容）
- ・温泉成分分析書（写）

※ 温泉成分等揭示変更届を提出し、分析結果の通知を受けた日から30日以内に揭示内容を変更しなければなりません。

〈フローチャート〉



## (2) 変更届等

次の事項に当てはまるとき、10日以内に届出が必要です。

- ① 利用許可を受けた者の住所もしくは氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）に変更があつたとき → 温泉利用許可事項一部変更届  
添付書類：住民票、戸籍抄本、登記事項証明書など変更の履歴が確認できるもの  
許可証（記載事項に変更がある場合のみ）
- ② 温泉利用施設の名称に変更があつたとき → 温泉利用許可事項一部変更届  
添付書類：許可証
- ③ 構造設備に変更があつたとき → 温泉利用許可事項一部変更届  
添付書類：図面等（変更内容を明らかにしたもの）
- ④ 温泉利用を廃止し、もしくは休止し、または休止した温泉利用を再開したとき → 温泉利用<廃止・休止・再開>届  
添付書類：許可証（廃止の場合のみ）

## 3 温泉利用許可証再交付申請

温泉利用許可証を汚損、破損または亡失したときは、再交付を申請することができます。

添付書類：許可証（汚損または破損の場合のみ）

※ 再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、直ちにその許可証を返納してください。

## 4 法人の合併および分割による地位の承継承認申請

次の者は事前に高松市保健所長の承認を受ければ温泉利用許可を受けた者の地位を承継することができます。

- ① 法人が合併する場合において、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人 → 合併による温泉利用者地位承継承認申請書  
添付書類：合併契約書（写）  
誓約書（温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する）
- ② 法人が分割する場合（温泉利用許可に係る事業の全てを承継させる場合）において、分割により当該事業の全部を承継する法人 → 分割による温泉利用者地位承継承認申請書  
添付書類：分割計画書（写）または分割契約書（写）  
誓約書（温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する）
- ※ 合併・分割によらず、営業譲渡や施設売却により事業が他法人に移行する場合は地位の承継の対象とならず、新たに許可を受ける必要があります。

## 5 相続による地位の承継承認申請

温泉利用許可を受けた方が亡くなった場合に、相続人は被相続人の死亡後60日以内に申請し、高松市保健所長の承認を受ければ、相続人が温泉利用許可に係る事業を引き続き行うことができます。

- 相続による温泉利用者地位承継承認申請書  
添付書類：戸籍謄本（相続人が全員記載されているもの）  
同意書（相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意が必要）  
誓約書（温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する）

※ 被相続人の死亡から60日以内に申請がなされない場合や遺贈等により事業が相続人以外の者に移行する場合は、相続による承継は適用されません。新たに許可を受ける必要があります。

## 6 その他の注意事項

温泉利用許可証は、温泉利用施設内の見やすい場所に必ず掲示してください。

温泉水を利用する場所（浴槽等）を追加する場合は、新たに温泉利用許可を受ける必要がありますので、事前に高松市保健所生活衛生課までご相談ください。